

令和7年特別区人事委員会勧告について

1 月例給の改定

(1) 公民較差

公民比較の結果 (令和7年4月)	民間従業員平均給与 406,322円	職員平均給与 391,462円	差 14,860円 (3.80%)
---------------------	-----------------------	--------------------	-------------------------

(2) 改定の内容

民間給与との較差14,860円(3.80%)を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額を引き上げる。

(3) 実施時期

令和7年4月1日に遡及して実施する。

2 特別給(期末手当・勤勉手当)の改定

(1) 公民較差

公民比較の結果 (令和6年8月 ～令和7年7月)	民間従業員 年間支給月数 4.92月	職員 年間支給月数 4.85月	差 0.07月
--------------------------------	--------------------------	-----------------------	------------

(2) 改定の内容

民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引き上げる。支給月数引上げ分については、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

(現行4.85月→4.9月)

«一般職員・会計年度任用職員»

(単位:月)

	令和6年度 年間支給月数	改正後(令和7年度) 年間支給月数
期末手当	2.50	2.525
勤勉手当	2.35	2.375
合計	4.85	4.9

«管理職員»

(単位:月)

	令和6年度 年間支給月数	改正後(令和7年度) 年間支給月数
期末手当	2.15	2.175
勤勉手当	2.70	2.725
合計	4.85	4.9

«定年前再任用短時間勤務職員»

(単位:月)

	令和6年度 年間支給月数	改正後(令和7年度) 年間支給月数
期末手当	1.40	1.425
勤勉手当	1.15	1.175
合 計	2.55	2.6

(3) 実施時期

令和7年12月1日から実施する。

3 改正する条例

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例

第101号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

第1条の規定による改正

改 正 案	現 行
(期末手当)	(期末手当)
第27条 (略)	第27条 (略)
2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。
4~6 (略)	4~6 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第30条 (略)	第30条 (略)
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の120</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の137.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の117.5</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の135</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の57.5</u> 」と、「 <u>100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の66.25</u> 」とする。

4～7 (略)	4～7 (略)
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第31条 (略)	第31条 (略)
2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に <u>応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して</u> 、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。	2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に <u>応じて</u> 、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。
3 (略)	3 (略)
別表第1 (別添のとおり)	別表第1 (別添のとおり)

第2条の規定による改正

改 正 後	改 正 前
(期末手当)	(期末手当)
第27条 (略)	第27条 (略)
2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の108.75</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の108.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。
4～6 (略)	4～6 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)

第30条 (略)	第30条 (略)
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の118.75</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の136.25</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の120</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の137.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の118.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の58.75</u> 」と、「 <u>100分の136.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。
4～7 (略)	4～7 (略)

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第1条中第31条第2項の改正規定 令和8年1月1日
 - 第2条の規定 令和8年4月1日
- 第1条の規定（第27条第2項及び同項ただし書並びに同条第3項、第30条第2項及び第3項並びに第31条第2項の改正規定を除く。）による改正後の東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 第1条の規定（第27条第2項及び同項ただし書並びに同条第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 令和7年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定（第27条第2項及び同項ただし書並びに同条第3項、第30条第2項及び第3項並びに第31条第2項の改正規定を除く。）による改正前の東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区

人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

5 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

7 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。